

(別紙1)

特別養護老人ホームぬくもりの郷 入居利用料金

施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額です。その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額（介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）を負担していただきます。

当施設の料金は、下記の〔1〕及び〔2〕の基本料金に加えて〔3〕～〔5〕の該当される加算料金及びその他料金の合計が利用料金となります。（2025年7月1日現在）

〔1〕 介護福祉施設サービス費

ご契約者様の要介護度に応じた料金を負担していただきます。

ユニット型介護老人福祉施設サービス費〔ユニット型個室〕			
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	670 円	1,340 円	2,010 円 /日
要介護 2	740 円	1,480 円	2,220 円 /日
要介護 3	815 円	1,630 円	2,445 円 /日
要介護 4	886 円	1,772 円	2,658 円 /日
要介護 5	955 円	1,910 円	2,865 円 /日

〔2〕 1日あたりの食費 及び 居住費

ご契約者様の介護負担限度額認定に応じた料金を負担していただきます。

区分	食費	居住費
減免なし	1,445 円 /日	2,066 円 /日
第3段階②	1,360 円 /日	1,370 円 /日
第3段階①	650 円 /日	1,370 円 /日
第2段階	390 円 /日	880 円 /日
第1段階	300 円 /日	880 円 /日

◇ 食費は提供する食事の材料費及び調理費です。（朝食390円、昼食555円、夕食500円）

◇ 居住費は施設設備を利用し、生活する場合の「室料」＋「光熱水費」です。

◇ 入院・外泊中も居住費はご負担いただきます。

◇ 入院7日以降の居住費は、利用者負担段階に関わらず2,066円/日をご負担いただきます。

[3] 加算料金

該当される加算料金を負担していただきます。

施設の体制及びサービス提供に係る加算	1 割	2 割	3 割	
① 初期加算 入所後、30日間に限り加算されます。	30円	60円	90円	/日
② 安全対策体制実施加算 事故の発生又は再発を防止するために以下の措置を講じている場合。 ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること	20円	40円	60円	/日
③ サービス提供体制強化加算Ⅱ 介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が100分の60以上の場合。	18円	36円	54円	/日
④ 看護体制加算Ⅰ・Ⅱ ＜看護体制加算Ⅰ(ロ)＞ ・入所定員が51人以上であること。 ・常勤の看護師を1名以上配置していること。 ・定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ＜看護体制加算Ⅱ＞ 看護職員を入居者25人に対して1人以上かつ人員配置基準(3人)より1人以上配置しており、24時間の連絡(夜間オンコール)体制を確保していること。	4円 8円	8円 16円	12円 24円	/日 /日
⑤ 夜勤職員配置加算Ⅱ 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1人以上上回って配置している場合。	18円	36円	54円	/日
⑥ 常勤医師配置加算 常勤の医師を1人以上配置している場合。	25円	50円	75円	/日
⑦ 個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ ＜個別機能訓練加算Ⅰ＞ 常勤の機能訓練指導員(理学療法士等)を1人以上配置しており、多職種で共同して個別機能訓練計画書を作成していること。さらに、計画に沿った生活機能訓練を実施し、必要に応じて計画を見直している場合。 ＜個別機能訓練加算Ⅱ＞ 個別機能訓練加算Ⅰを算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。	12円 20円	24円 40円	36円 60円	/日 /月
⑧ 生活機能向上連携加算 訪問リハビリ若しくは通所リハビリを実施している事業所又はリハビリを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、介護老人福祉施設等を訪問し、介護老人福祉施設等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成している場合。 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施している場合。	200円	400円	600円	/月

⑨ 栄養マネジメント強化加算 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置している。 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施している。 入所者が退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応していること。 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している（LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用）	11円	22円	33円	/日
⑩ 療養食加算 食事の提供が管理栄養士によって管理され、入居者毎の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容の治療食の提供が行われている場合。	8円	16円	24円	/食
⑪ 口腔衛生管理加算 <口腔衛生管理加算Ⅰ> (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている。 (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行う。 (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う。 (4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応する。 (5) 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 <口腔衛生管理加算Ⅱ> 口腔衛生管理加算Ⅰの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合した上で、入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。	90円	180円	270円	/月
⑫ 経口維持加算Ⅰ・Ⅱ <経口維持加算Ⅰ> 現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師または歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師または歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合。 <経口維持加算Ⅱ> 経口維持加算(Ⅱ)については、当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて、1月につき算定。	400円	800円	1200円	/月
	100円	200円	300円	/月

⑬ 経口移行加算 経管により食事を摂取している入居者ごとに、多職種で共同して経口による食事の摂取を進めるための傾向移行計画を作成し、支援が行われた場合。	28円	56円	84円	/日
⑭ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ <褥瘡マネジメント加算Ⅰ> イ)入所者または利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価する。 ロ)イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 ハ)イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職員の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している。 ニ)入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録している。 ホ)イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直している。 <褥瘡マネジメント加算Ⅱ> 加算Ⅰの要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。	3円	6円	9円	/月
	13円	26円	39円	/月
⑮ 外泊時費用加算 病院や診療所に入院した場合、居宅に外泊した場合に、発生日の翌日から1ヶ月に6日を限度として加算。(月をまたぐ場合のみ最長12日間の加算)	246円	492円	738円	/日
⑯ 看取り介護加算Ⅰ 看取り介護体制が整っており、支援を行った場合。 ・死亡日以前31日以上～45日以下 ・死亡日以前4日以上～30日以下 ・死亡日の前日及び前々日 ・死亡日当日	72円	144円	216円	/日
	144円	288円	432円	/日
	680円	1360円	2040円	/日
	1280円	2560円	3840円	/日
⑰ 日常生活継続支援加算 介護福祉士を入居者6人に対して、1人以上配置し、以下のいずれかを満たす場合 ①「新規」入居者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上。 ②「新規」入居者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上。 ③痰の吸引等が必要な入居者の占める割合が15%以上。	46円	92円	138円	/日
⑱ 配置医師緊急時対応加算 配置医師が施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)、深夜(午後10時から午前10時まで)、又は配置医師の通常の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、理由を記載した場合。	勤務時間外 325円	650円	975円	/回
	早朝・夜間 650円	1300円	1950円	/回
	深夜 1300円	2600円	3900円	/回

⑲	精神科医師定期的療養指導 認知症(介護保険法第5条の2に規定する認知症を言う)である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合。 ※介護保険法第5条の2(一部抜粋) 認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいう)	5円	10円	15円	/月
⑳	科学的介護推進体制加算Ⅱ イ)入所者・利用者ごとの心身の状況等(加算Ⅱについては心身、疾病の状況等)の基本的な情報を、厚生労働省に提出している。 ロ)サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。	50円	100円	150円	/月
㉑	自立支援促進加算 イ)医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している。 ロ)イの医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施している。 ハ)イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している。 ニ)イの医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 (L I F Eへのデータ提出とフィードバックの活用)	280円	560円	840円	/月
㉒	排せつ支援加算 ＜排せつ支援加算Ⅰ＞ イ)排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用している。(L I F Eへのデータ提出とフィードバックの活用) ロ)イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している。 ハ)イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直している。 ＜排せつ支援加算Ⅱ＞ 加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はおむつ使用よりから使用なしに改善している。又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。 ＜排せつ支援加算Ⅲ＞ 加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用よりから使用なしに改善している。	10円	20円	30円	/月
		15円	30円	45円	/月
		20円	40円	60円	/月

②③ ADL維持等加算 <ADL維持等加算Ⅰ> イ)利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上。 ロ)利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している。 ハ)利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。 <ADL維持等加算Ⅱ> ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。	30円	60円	90円	/月
②④ 高齢者施設等感染対策向上加算 <高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ> 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している場合。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 <高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ> 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。	10円	20円	30円	/月
②⑤ 生産性向上推進体制加算Ⅰ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行っている場合。見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと。	100円	200円	300円	/月
②⑥ 生産性向上推進体制加算Ⅱ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行っている場合。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと。	10円	20円	30円	/月
②⑦ 特別通院送迎加算 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。	594円	1188円	1782円	/月
②⑧ 退所時栄養情報連携加算 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者について、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合。 ※1月につき1回を限度	70円	140円	210円	/回
②⑨ 再入所時栄養連携加算 厚生労働大臣が定める特別食等が必要な者について、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成した場合。※1人につき1回を限度	200円	400円	600円	/回

③⑩ 退所時情報提供加算 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。※1人につき1回を限度	250円	500円	750円	/回
③⑪ 協力医療機関連携加算 入所者が施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との間で①医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していることなどの要件を満たし、1年に1回以上対応の確認をおこなっていることを届け出ている場合。	50円	100円	150円	/月
③⑫ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) ①入所者のうち日常生活自立度Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴに該当する人などの占める割合が2分の1以上。②認知症介護指導者養成研修を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した人などを1名以上配置し、複数人の介護職員から成るBPSDに対応するチームを組んでいること。③対象者に対し、個別にBPSDの評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、BPSDの予防などに資するチームケアを実施していること。④BPSDの予防などに資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、BPSDの有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しなどを行っている場合。	150円	300円	450円	/月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 加算(Ⅰ)の要件①③④を満たし、認知症介護実践リーダー研修を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した人などを1名以上配置し、複数人の介護職員から成るBPSDに対応するチームを組んでいる場合。	120円	240円	360円	/月

その他の加算 ※介護職員等の処遇改善にかかる恒久的な加算			
① 介護職員等処遇改善加算Ⅰ キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件の3点を満たした賃金改善計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている場合。	サービス費全体の14.4%		/月

[4] 日常生活上必要となる諸費用

申し出によって、身の回り品として日常生活に必要な日用品を施設が提供する場合がございます。
なお、おむつ代は介護保険給付の対象になっていきますので、ご負担の必要はありません。

- ① シャンプー、リンス 10 円/日
- ② 石鹸、ボディーシャンプー 10 円/日
- ③ タオル、バスタオル 30 円/日

[5] その他利用者が選択するサービスに係る利用料

- ① 預り金代行サービス 500 円/月
預金通帳をお預かりし、出金・預金管理の代行を行います。

- ② 家具レンタルサービス 100 円/月
入居生活に必要な衣装ケース等のレンタルを行います。

- ③ 教養娯楽費 実費

各年度事業計画により行われるクラブ活動や月例行事・レクリエーション等での実費費用を、お支払いいただきます。

④ 個人的に使用する持込機器等にかかる電気使用量 1台ごと1日につき

- ◇ 電気使用料金A 10 円/日… 電気剃刀、携帯電話等 など
- ◇ 電気使用料金B 20 円/日… テレビ、ラジオ、ラジカセ など
- ◇ 電気使用料金C 50 円/日… 冷蔵庫、扇風機 など

⑤ その他の費用 実費

- ◇ 理美容施術代
- ◇ 健康管理費（定期健康診断、インフルエンザ予防接種等）
- ◇ 売店での買い物等の代金
- ◇ 証明文書等の発行
- ◇ 歯科及び医療に関する診察料、薬代等の費用
- ◇ 特殊クリーニングなど外部サービスの利用に関する費用

[6] 各利用料金の軽減制度(次の軽減制度は市町村に申込みが必要です)

(1) 《 負担の軽減 》＝高額介護サービスの負担上限による軽減制度により、介護保険料の段階に応じて1ヶ月の自己負担額の上限が次のようになっています。

区分	負担の上限(月額)
現役並みの所得者に相当する世帯の方で、課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100 円 (世帯)
現役並みの所得者に相当する世帯の方で、課税所得380万円(年収約770万円)から課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方	93,000 円 (世帯)
現役並みの所得者に相当する世帯の方で、課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,000 円 (世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円 (世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円 (世帯)
・ 老齢福祉年金を受給している方	24,600 円 (世帯)
・ 前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000 円 (個人)
生活保護を受給している方等	15,000 円 (個人)

(2)《 食費・居住費の軽減 》＝特定入所者介護サービス費の軽減制度によって、低所得者の方のサービス利用が困難にならないよう、介護保険料段階によって1日の自己負担額上限が次のようになっています。

利用者負担段階		負担限度額(1日)	
区分	対象者	居住費(個室)	食費
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	880 円	300 円
第2段階	市民税非課税世帯の方で、合計所得金額と課税年金収入額が非課税年金額の合計が年間80万円以下の方	880 円	390 円
第3段階①	市民税非課税世帯の方で、年金収入等が80万円以上から120万円以下の方。	1,370 円	650 円
第3段階②	市民税非課税世帯の方で、年金収入等が120万円以上の方。	1,370 円	1,360 円
第4段階	上記以外の方(負担限度額なし)	2,066 円	1,445 円

(3)《 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 》

世帯全員が市町村民税世帯非課税で一定の条件に該当すると**市町村が認めた場合には**、次の内容で利用者負担(1割負担、食費、居住費)を社会福祉法人と公費で負担(1/2或いは1/4)し、入居者の負担を軽減する制度です。(老齢福祉年金受給者は1/2軽減、それ以外は1/4の軽減)

- 1.年間収入が単身世帯150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 2.貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- 3.日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 4.負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 5.介護保険料を滞納していないこと。

※上記の条件に全て該当するかを市町村に申請し、認められた場合には軽減されます。

(4)《 利用者負担段階第4段階の方の特例 》

高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合等には、居住費・食費を引き下げます。(次の要件の全てを満たす場合)

- ①市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身世帯は含まない)
- ②世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」に入り、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担をおこなっていること。
- ③世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1割負担、居住費、食費の年額合計)を除いた額が80万円以下になること。
- ④世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。
- ⑤日常生活に供する資産以外の活用できる資産がないこと。
- ⑥介護保険料を滞納していないこと。

※ご不明な点がございましたら、担当者(生活相談員)までお問い合わせ下さい。

以上、介護老人福祉施設入所に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

特別養護老人ホームぬくもりの郷
入居利用料金表

2024年4月1日現在 (単位：円)

ご契約者の要介護度			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
[1]	施設サービス 利用料金 (1日あたり)	1 割	670	740	815	886	955
		2 割	1,340	1,480	1,630	1,772	1,910
		3 割	2,010	2,220	2,445	2,658	2,865
[2]	食費 (1日あたり)	減免なし	1,445				
		第3段階②	1,360				
		第3段階①	650				
		第2段階	390				
		第1段階	300				
[2]	居住費 (1日あたり)	減免なし	2,066				
		第3段階②	1,370				
		第3段階①					
		第2段階	880				
		第1段階	880				
[3]	平均的な 加算料金 (1日あたり)	1 割	222	231	240	248	257
		2 割	444	462	480	496	514
		3 割	666	693	720	744	771
自己負担合計 (30日の目安 [1] + [2] + [3] × 30	減 免 無	1 割	132,090	134,460	136,980	139,350	141,690
		2 割	158,850	163,590	168,630	173,370	178,050
		3 割	185,610	192,720	200,280	207,390	214,410
		第3段階②	108,660	111,030	113,550	115,920	118,260
		第3段階①	87,360	89,730	92,250	94,620	96,960
		第2段階	64,860	67,230	69,750	72,120	74,460
		第1段階	62,160	64,530	67,050	69,420	71,760

◇利用料金には、上記表の金額に、[4]日常生活上必要となる諸費用及び[5]その他利用者が選択するサービスに係る利用料金を加えた料金となります。

◇サービス基本料金、食費、居住費は、負担軽減制度が適用となる場合があります。